

全日本剣道連盟ドーピング防止規程

[制定の趣旨]

剣道は、剣の理法の修練による人間形成の道である。この理念に基づき、一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）剣道試合・審判規則の目的が定められている。試合者の運動能力の向上を目的とした禁止薬物使用などの行為は、試合者の健康を損ない、かつ剣道理念および剣道試合・審判規則の目的に相反するものである。この考え方が公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」）の示す見解と一致するため、この規程を定める。

第1条 （適用範囲）

本ドーピング防止規程は、全剣連及びその関連団体が開催する大会、試合その他の活動に参加する全ての者に対して適用される。

第2条 （ドーピング防止活動）

全剣連は、国際剣道連盟（以下「FIK」）の定める FIK アンチ・ドーピング規程及び JADA の定める日本ドーピング防止規程に従い、日本国内におけるドーピング防止活動を行う。全剣連が行うドーピング防止活動において、FIK アンチ・ドーピング規程又は日本ドーピング防止規程を適用するにあたっては、適宜必要な読み替えを行うものとする。

第3条 （アンチ・ドーピング委員会）

1. 全剣連は、前条に定めるドーピング防止活動を実施するためアンチ・ドーピング委員会を設置する。
2. アンチ・ドーピング委員会は、次に掲げる活動を行う。
 - (1) ドーピング・コントロール及びこれに関連する活動
 - (2) ドーピング防止のための教育・啓発活動その他のドーピング防止に関連する活動
3. アンチ・ドーピング委員会には、次の委員を置く。
 - (1) 委員長 1名
 - (2) 委員 若干名
4. アンチ・ドーピング委員長および委員は、全剣連会長が委嘱する。
5. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
6. アンチ・ドーピング委員会の運営は、次のとおりとする。
 - (1) アンチ・ドーピング委員会は、委員長が招集して、その議長となる。
 - (2) 委員長が必要と認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
7. アンチ・ドーピング委員会は必要に応じて作業部会を設け、本条第2項に定める活動を行わせることができる。
8. アンチ・ドーピング委員会は、各都道府県その他の地域において下部組織を設置し、当該地域における活動を分掌させることができる。

附則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2. この規程を一部改正して、平成26年4月1日から施行する。